

第10章 避難者対策

【基本方針】

【予防対策】

- 第1節 避難体制の整備
- 第2節 避難所の指定
- 第3節 避難所の管理運営体制の整備
- 第4節 避難所の管理運営体制の整備（新型コロナウイルス感染症対策）
- 第5節 車中泊

【応急対策】

- 第1節 避難の考え方
- 第2節 避難誘導
- 第3節 避難所の開設・管理運営
- 第4節 避難所の開設・管理運営（新型コロナウイルス感染症対策）
- 第5節 要配慮者の安全対策
- 第6節 動物愛護
- 第7節 ボランティアの受け入れ
- 第8節 被災者の他地区への移送

基本方針

住民の避難に備え、区及び防災関係機関・地域団体等が一体となり、災害時の避難体制及び避難所の開設・運営体制の整備を推進するとともに、広域避難を含めた的確な避難誘導について検討を進める。

東日本大震災の教訓からも、特に発災直後には行政機能の低下が懸念されることから、それぞれの避難所が初動期において、主体的に避難所の開設及び運営等が可能となるよう、地域の防災関係・地域団体等との災害時連携体制を構築していく必要がある。

■避難体制の整備

的確な避難指示、個別避難計画の策定の推進等による避難行動要支援者の適切な避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。

■避難所管理運営体制の整備

専門性を有したボランティア・市民活動団体等の外部支援者と連携しつつ、避難所における安全性の確保や避難所管理運営マニュアル等における女性や乳幼児などの要配慮者への支援について定める。

また、発災初動期（おおむね 72 時間程度）においては、救援班を編成し、施設近隣住民の安否確認など、応急救援活動に当たる。

予防対策

第1節 避難体制の整備

(区総務部・地域振興部・福祉部・障害福祉部・生活支援部・こども未来部・教育委員会事務局、その他避難所使用施設所管部、深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署)

震災時において、災害が拡大するおそれがあると思われるときは、避難行動要支援者に対し、通常の避難指示に先立ち、極力事前避難をさせるよう対策を立てておくものとする。

なお、風水害の発生については事前にある程度予測できるものであるから、各種気象警報を住民に周知徹底させるとともに、避難行動要支援者については早期の避難準備行動や積極的な自主避難が重要であること（高齢者等避難が発令されたとき）を事前に広報し、区民の理解を深めておく。

※ ここでは、主に震災時における避難体制の整備について記載するものとし、津波時の避難体制は、本章 予防対策 第2節 「避難所の指定」及び応急対策 第2節 「避難誘導」に記載する。

1. 避難体制の整備

住民の避難に関し、区が主たる役割を担う。区は防災関係機関と連携し、下記の取組を行う。

(1) 災害時に備えた地域の実情の把握

地域又は町会・自治会等单位で、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、実情を把握するよう努める。

警察署は、町会、自治会、防犯協会等の役員及び事業所等の責任者・管理者に対し、リーダーを中心とした避難・誘導を行うよう平常時の活動を通じて働きかけ、連携を図る。

(2) 運用要領の策定

避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。区では、避難所運営を円滑に進め、災害時の混乱を最小限に防ぐことを目的として「江東区避難所管理運営マニュアル」及び「江東区学校防災マニュアル」を定めている。

(3) 避難場所、避難所、一時(いつとき)集合場所等の周知

効率的・効果的な避難を実現するため、災害対策基本法及び施行令に基づき指定される指定緊急避難場所や指定避難所、東京都震災対策条例に基づき指定される避難場所、一時集合場所などの役割の違い、安全な避難方法について、日頃よりあらゆる機会を捉えて周知を図る。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第1 一時(いつとき)集合場所

一時集合場所とは、混乱の発生を防止するために、避難場所等に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所である。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として地域の実情を最も把握している自主防災組織（災害協力隊）が選定し、その結果を区に報告する。

第2 避難所

避難所とは、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するための施設である。避難所の設置、開設等については、本章 予防対策 第2節「避難所の指定」及び応急対策 第2節「避難誘導」を参照のこと。

第3 避難場所

避難場所は、震災時の延焼火災から区民の生命を守るために必要な面積を有する大規模な公園や団地、大学などのオープンスペースをいい、都が東京都震災対策条例の規定に基づいて指定している。

第4 地区内残留地区

地区内残留地区は、地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない区域として、避難場所と同様に都が指定している。本区では臨海部を中心に8地区が指定されており、地区内で火災が発生した場合は、一区画程度退避をすることにより安全を確保して火災の沈静化を待つこととする。

第5 一時避難施設

一時避難施設は、荒川の氾濫や津波等の大規模水害が発生した際に一時的に避難することのできる施設である。上記避難所のうち拠点避難所となる区立小・中学校等を含め、その他公共施設を指定している。また、東日本大震災後に高まった区民の不安を払しょくすることを目的として、区が区内企業等と締結した「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」や同協定に係る覚書に基づく施設も含まれる。

一時避難施設への避難行動を開始する時期は原則として下記のとおりとする。

- ① 大規模な水害時：区が避難指示等を発令したとき
- ② 津波時：東京湾内湾に特別警報である大津波警報（津波の高さ予想3 m超）が発表されたとき

各施設との協定は資料編その2 P.資 2-318 II-110「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定等一覧」参照

(4) 避難指示等発令基準の整備

内閣府は、平成30年7月豪雨を教訓として、避難対策の強化について検討し、平成30

年12月に「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」を取りまとめた。この報告の内容を踏まえ、地方公共団体が避難指示等の発令基準や伝達方法を改善する際の参考とできるよう「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を改定した。

区は、「避難情報に関するガイドライン」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。（避難指示等の一般的基準は本章 応急対策 第2節「避難誘導」参照）また、当該ガイドラインに記載されている「居住者等がとるべき行動等」について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

（5）避難行動要支援者の把握及び支援

高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、災害協力隊をはじめとする地域団体等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

区は、安否確認や避難支援、情報提供について、地域団体等と連携して取り組む。

（第2部 第3章 予防対策 第3節「出火、延焼等の防止」参照）

2. 震災時火災における広域避難計画

震災時に大規模火災が発生し、避難が必要になった場合において、住民の生命、身体等の安全を確保するため、都は東京都震災対策条例第47条に基づき、必要な面積を有する大規模公園、緑地等を避難場所に指定している。また、地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難をする必要のない地域を地区内残留地区に指定している。

災害対策基本法第49条の4に規定される指定緊急避難場所について、震災時の火災に対しては、既に都が広域的見地から東京都震災対策条例に基づき避難場所及び地区内残留地区を指定している現状を勘案するとともに、地域の特性等も踏まえ、法に基づく指定は区が必要に応じて実施する。震災時の火災以外の異常現象に対する指定緊急避難場所の指定は、区が地域の特性等を踏まえ、必要に応じて実施する。

なお、災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

（1）避難場所

第1 現況

都は、昭和47年7月、特別区を対象に、120か所の避難場所を指定し、これに伴い地区割当を行った。本区については、公団（現：UR）大島六丁目団地等8か所が指定され、その後も市街地状況や人口の変化に対応するため見直しを行ってきた。昭和54年度に新たに清澄庭園等4か所を追加、昭和60年度には木場公園・区役所地区等を追加、平成4年度の見直しでは、亀戸二丁目団地一帯を追加指定した。平成9年度、14年度の見直しでは、有効面積の改定と地区割当の一部変更を行うとともに、広域的な避難の必要のない地区を地

区内残留地区として指定した。

平成20年度、25年度の見直しでは、市街地整備の進捗等に伴い、区内残留地区の新たな指定や編入がなされた。平成30年度の見直しでは新砂三丁目地区の避難場所が南砂三丁目公園一帯に変更となり、現在区内の避難場所は12か所、区内残留地区は中央防波堤埋立地地区を含め8地区となっている。

第2 避難場所の選定

- ① 周辺市街地大火による輻射熱から、安全な避難有効面積を確保する。
- ② 避難場所内部には、震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこととする。
- ③ 有効面積は、避難場所内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間とし、避難計画人口1人当たりの避難有効面積として1㎡以上を確保することを原則とする。
- ④ 避難場所ごとの地区割当計画の作成に当たっては、町丁、町会、自治会区域を考慮する(資料編その1P.資1-18 I-8-1～I-8-2「避難場所及び地区内残留地区一覧表」「避難場所及び地区内残留地区図」参照)。

第3 避難場所標識

避難誘導を円滑に行うため、避難場所入口又は周辺に避難場所標識(全61基)を設置している。避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努める。

(2) 避難路

震災時火災における避難路の安全確保の対策として、道路計画の推進対策、道路を火災から守るための対策、危険物対策の諸対策を推進している。

- ① 道路計画の推進対策については、橋梁及び歩道橋の落橋防止対策、補修、架替が必要な橋梁の整備の拡充を図る。また、避難路に架かっている内水河川の橋梁が損傷した場合の避難路確保については、船舶等による輸送を含め検討していく。
- ② 避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき当該地域に防火水槽等を整備する。

3. 避難行動要支援者及び保育園児等避難対策計画

(1) 避難行動要支援者等避難対策計画

高齢者・障害者等、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、防災関係機関や地域団体等は平常時から対象者数の把握及び安全体制の確保に努めるものとする。

また、「江東区避難行動支援プラン(全体計画)」に基づき避難行動要支援者の特性に応じた避難支援体制の整備を図る。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第1 地域における安全体制の確保

都が作成した「災害時要配慮者防災行動マニュアル作成のための指針」等を参考に、地域の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。

また、地区別防災カルテ事業を推進し、地域の組織的防災力の向上を図る。

第2 地域協力体制づくりの推進

消防署では、避難行動要支援者に対する緊急時の救護について、地域住民、災害協力隊及び事業所の支援及び協力を得るための地域協力体制づくりに努めるものとする。

- ① 町会・自治会等と連携し、自主防災意識の啓発を図り、地域協力体制づくりについて助言するほか必要な情報を提供するなど、構築に向けた支援を行う。
- ② 町会、自治会等、災害協力隊、近隣事業所、社会福祉施設に呼び掛け、緊急時の支援及び協力に関する申し合わせを推進する。

(2) 保育園児避難対策計画

災害発生状況により、園児を安全と思われる場所に避難させることが必要である。

そのため、避難の際の一時集合する場所を決めておき、定期的に防災訓練を行うように努め、災害時に園児を安全に避難させ、誘導できるよう周知徹底しておくこととする。

また、保育園職員だけでは園児を安全に避難誘導することは困難であり、災害協力隊の協力を仰がなければならないので、平常時から保護者や地域住民等と連絡を取り合い、自衛体制を作っておく。

(3) 社会福祉施設等の安全対策

消防署では、社会福祉施設等においては初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、施設と周辺地域の事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定の締結を促進する。

また、各施設で実施する自衛消防訓練等を、使用実態に沿った適切な行動習得の機会と捉え、訓練内容の充実に努める。

第2節 避難所の指定

(区総務部・地域振興部・福祉部・障害福祉部・生活支援部・こども未来部・教育委員会事務局、
その他避難所使用施設所管部、深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署)

1. 避難所設置計画

区は、災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所として、区立小・中学校等、公共施設、その他の施設を、避難所と福祉避難所に分けて指定する。避難所の指定に当たっては、所管警察署、消防署と協議の上事前に選定し、学校長又は施設管理者の了解を得ることとする。(避難所の現況は、資料編その1 P.資1-21 I-9「災害時における避難所一覧表」参照)

避難場所及び避難所(避難所及び福祉避難所の別を含む)を指定した場合は、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム(D I S)への入力等により、都に報告する。

また、ハザードマップの配布や地域防災計画の記載などにより、避難場所や避難路等の周知を図るほか、災害種別ごとに指定されることや避難場所と避難所は役割が違うこと、福祉避難所は避難所等での生活が困難な要配慮者の受け入れをすることなどについて、日頃から区民等への周知徹底を図る。

なお、避難所の収容人数に限りがあることを踏まえ、自宅等での生活が可能な場合における在宅での避難や親戚知人宅への避難など、状況に応じた多様な避難行動を推進するほか、都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用などによる避難所等の確保に努める。

(1) 避難所の収容基準

おおむね 3.3 m²当たり 2人

※ ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(東京都避難所管理運営の指針別冊)」を参考にするなど、避難所等が過密にならないよう努めるものとする。

(2) 避難所

第1 使用施設

避難所の開設に当たっては、被害の程度に応じて順次開設していく。

- ① 区立小・中学校等
- ② 都立学校(ただし、帰宅困難者の収容状況による)
- ③ 公共施設
- ④ 民間施設

第2 避難所の種別

① 避難所

※ 避難所とは災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させ

第1部
第2部
震災編
第3部
第4部
第1部
風水害編
第2部
第3部

るための施設。

② 拠点避難所

※ 拠点避難所とは、避難所の機能のほかに通信機能を有し、地域の情報収集等の活動拠点となる施設であり、区立小・中学校等を指定している。

③ 福祉避難所

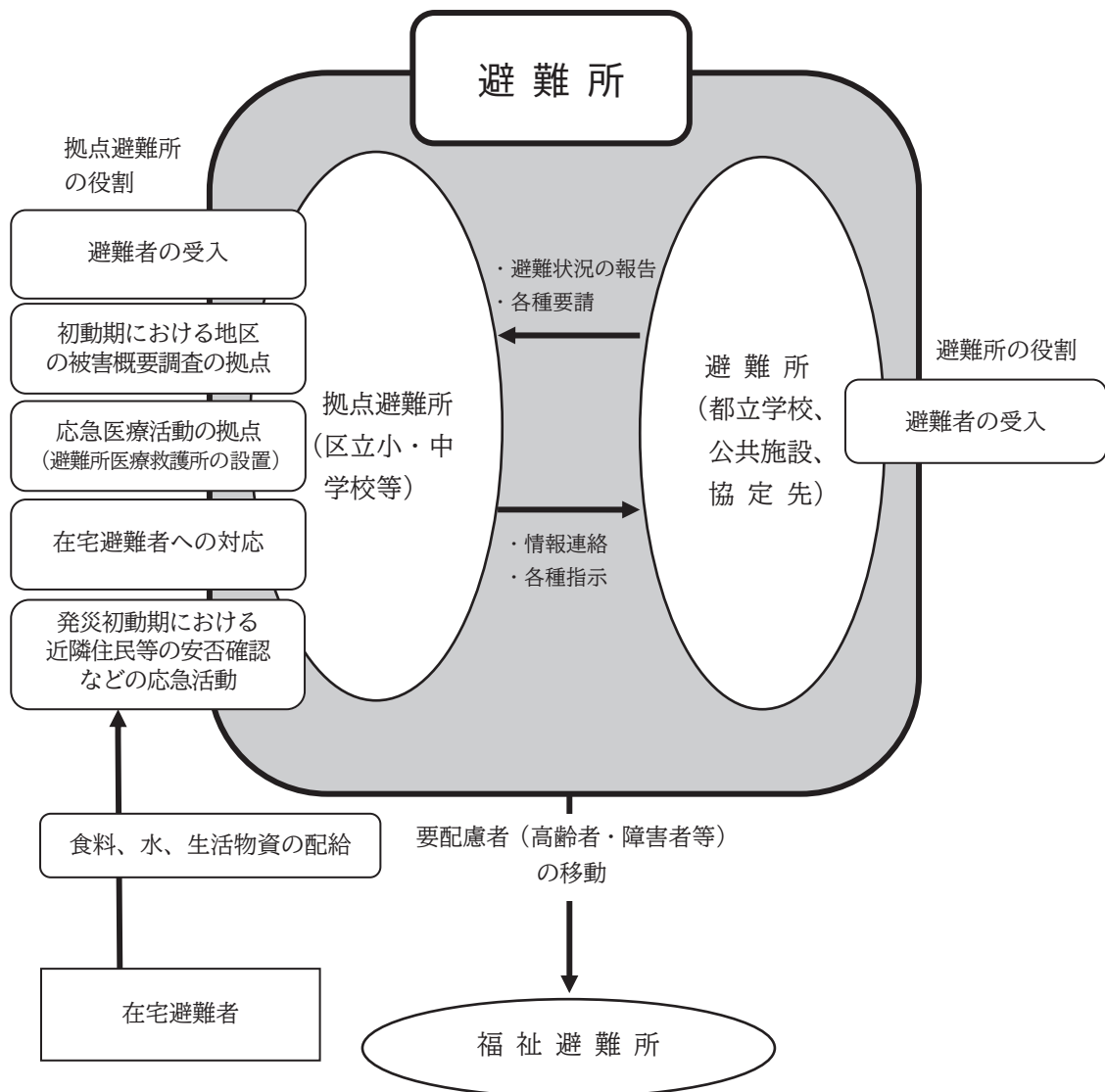
※ 福祉避難所とは、災害が発生した場合において災害被害の状況を踏まえ、可能な範囲で支援が行われ、また、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な避難場所が可能な限り確保される施設。

第3 福祉避難所

自宅や避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者等の要配慮者を一時的に受け入れ、保護するため、事前に区内の福祉施設等を福祉避難所として選定し、施設管理者の了解を得て設置する。(資料編その1 P.資 1-32 I-10 「災害時における福祉避難所一覧表」 参照)

避難所の考え方は次のとおりである。

【避難所概念図】



震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

2. 避難所の開設準備

(1) 区 (総務部・生活支援部・こども未来部・教育委員会事務局・各施設)

区は、あらかじめ避難所配置職員の計画等を作成し、職員の避難所設営及び運営業務を習熟させるため、「江東区避難所管理運営マニュアル」を作成・指導するとともに、避難所の設置・運営に必要な物品等を各避難所に備える。

また、災害時に避難所に派遣する職員は、1避難所当たり原則として3名とし、避難所担当職員が不足した場合、充員の措置を講じる。

(2) 施設(学校等)

- ① 区立小・中学校等においては、職員は「江東区学校防災マニュアル」に基づき、災害時地域連携体制の強化や避難所開設手順等に習熟するよう努める。また、学校避難所運営協力連絡会を毎年1回以上開催し、災害時の立入禁止場所の特定など開設・運営に要する応急活動の基本事項や役割分担について、あらかじめ定める。
- ② その他の避難所使用施設については「江東区避難所管理運営マニュアル」に基づき、職員間の役割分担等を決定する。
- ③ 避難所医療救護所はおおむね急性期以降に、拠点避難所に開設を予定しているため、施設長は、最適な部屋(学校施設の場合、保健室等)をあらかじめ選定しておく。

(3) 災害協力隊

各災害協力隊は、「災害協力隊活動マニュアル」に基づき、地区の防災計画・防災カルテの改訂に努めるとともに、隊員に対し災害時の活動を周知する。

指定された拠点避難所との災害時連携体制を構築し、避難所の開設及び運営支援に努める。

第3節 避難所の管理運営体制の整備

(区総務部・地域振興部・福祉部・障害福祉部・生活支援部・健康部・こども未来部・教育委員会事務局、その他避難所使用施設所管部、医師会、歯科医師会、東京消防庁)

- ① 拠点避難所となる全ての区立小・中学校等に学校備蓄倉庫を計画的に配備し、食料や生活必需品等の備蓄を行っている。
- ② 避難所における貯水槽、災害用トイレ、マット、非常用電源、発電機等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- ③ 入浴機会を確保するため、入浴設備の備蓄を行うとともに、区内の入浴施設を活用できるように協定を締結する。
- ④ 避難生活における良好な生活環境の整備を行い、避難生活の環境を改善することに努める。
- ⑤ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ⑥ 避難所に指定した建物の安全性の確認・確保に努めるとともに、避難した被災者のプライバシーの確保や良好な生活環境が確保できるよう、事前対策に努める。特に、男女の違いや、多様な性の在り方に配慮した避難所運営ができるよう準備する。
- ⑦ 被災者の安否情報や食料・生活必需品等の必要数量を把握するための重要な情報源である避難者名簿を迅速・的確に作成するため、事前にOA機器の利用策等の対策を講ずる。

- ⑧ 避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、その方法の多様化を図る等、整備・確立に努める。特に、障害者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、情報提供及び情報発信体制の整備に努めるものとする。
- ⑨ 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイントを整備するとともに、衛星通信の活用など災害時の速やかな設置や利用者がより効果的に情報を受発信できる通信環境の整備に努める。
- ⑩ 動物飼育場所において、避難住民の迷惑の原因とならないように、平常時からの「しつけ」や身元の表示、飲み水、フード、容器、引き綱、ケージ及びトイレ等の常備について飼い主に対して啓発を行う。また、避難所におけるペット同行避難者の受入れについても啓発を行う。
- ⑪ 関係機関と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、協定締結団体である東京都獣医師会江東支部等の関係機関との協力体制の整備に努める。
- ⑫ 避難所運営について、協定を締結している自治体の協力を得ることや、避難所運営経験のあるNPO等に委託するなど、被災者支援の充実を図る。
- ⑬ 福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。
- ⑭ 拠点避難所となる区立小・中学校等においては、災害時に円滑な避難所の開設・運営が可能となるよう、地域団体（災害協力隊等）を含めた関係者による学校避難所運営協力連絡会を設け、応急活動時の基本事項や役割分担をあらかじめ定めておく。また、「避難所管理運営マニュアル」及び「学校防災マニュアル」に基づき、関係者による避難所開設・運営訓練を実施し、避難者によって自主的に避難所を運営できるように努める。
- ⑮ 都立高校は、避難所の中でも収容能力が大きい重要な施設であることから、応急活動時の基本事項や役割分担についてあらかじめ定めておくとともに、連絡・通信手段の確保など、避難所体制の整備に努める。
- ⑯ 発災時における在宅避難者の支援のため、拠点避難所となる区立小・中学校等に在宅避難者支援ステーションを設置する。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

第4節 避難所の管理運営体制の整備（新型コロナウイルス感染症対策）

（区）

1. 事前対策

（1）感染防止に資する避難行動等の区民周知

避難所の3密（密閉、密集、密接）を防ぐため、区民に対し、避難所への避難だけでなく、自宅での安全確保が可能であれば在宅避難等、様々な避難行動があるということについて区報や区ホームページ等を活用し、周知する。

また、避難所には人が多く集まることから、新型コロナウイルスの感染が拡大するリスクがあり、避難所に避難する際にはマスクを着用する等、感染リスクに十分配慮する必要がある。避難所内での接触機会を減らすためにも、台風等の一時避難の際には、食料など必要な物資は各自で予め確保した上での避難をお願いする。

■避難所に持参する主な物資

- （例）マスク（避難所へ行く際は着用） 体温計
消毒液（または消毒用ウェットティッシュ）携帯トイレ
服薬している薬・お薬手帳 ビニール手袋 タオル
石けん スリッパ ごみ袋

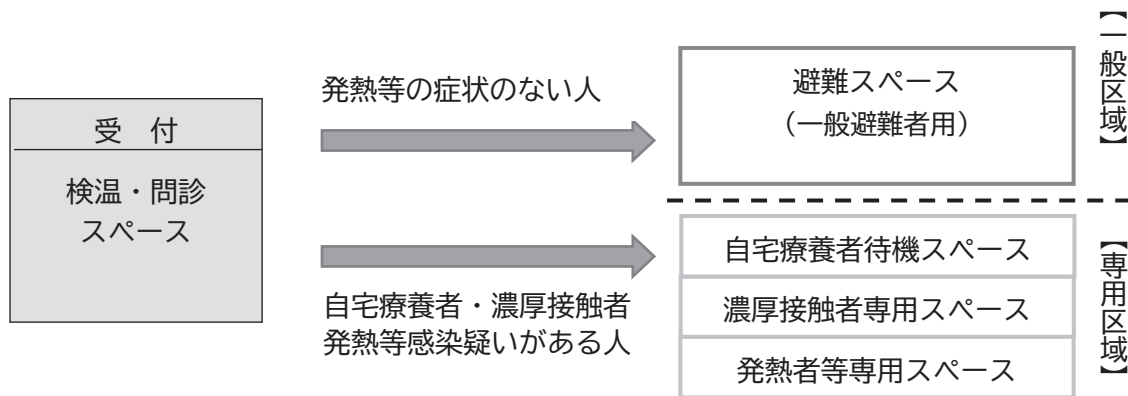
（2）避難所の確保

- ① 拠点避難所については、体育館のほか、教室の使用も検討する。
- ② 文化センター、スポーツセンター等の学校以外の区施設の活用を図る。
- ③ 高齢者、要介護者、妊婦、乳幼児、学童等のいる世帯など要配慮者の避難としての区内ホテル・旅館等の使用を検討する。
- ④ 新たな感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等も含めて検討するよう努める。

（3）避難所のレイアウト等検討（避難所ごとのレイアウトの事前作成）

各避難所では事前に新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだレイアウトを作成しておく。

- ① 避難所入口に避難者の受付及び検温・問診スペースを設ける（避難者カード、筆記具、机、非接触型体温計、マスク、消毒液、健康チェックリストを準備）。



② 発熱等体調不良者専用スペースの想定（個室、体調不良者専用トイレ、他の避難者との動線の分離）。

<p>専用スペースの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅療養者待機スペース ○ 濃厚接触者専用スペース ○ 発熱者等専用スペース <p>※自宅療養者は、原則、保健所に連絡し、ホテル等の宿泊療養施設に移動してもらうが、移動に危険が伴う場合や受入施設が確保できない場合は、避難所で一時滞在する場合もあり。</p> <p>※必要に応じて、発熱者の家族及び同居者用の専用スペースの確保も検討。</p>

③ 感染症拡大防止のため、自宅療養者、濃厚接触者、咳・発熱等の症状がある人が使用する専用スペースの空間や動線は「専用区域」とし、一般避難者の避難スペース等の空間や動線は「一般区域」としてゾーニングする。

④ 一般避難者の避難スペースにおける間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける。

⑤ 避難スペースにおける消毒液、石けんや専用ごみ箱の設置場所、ポスターの掲示場所を検討する。

(4) 感染症対策に必要な物資と必要数の把握と備蓄等の検討

感染症対策に必要な物資として、以下のものを参考に備蓄物資を検討する。

健康管理用	非接触型体温計
消毒用	石けん、消毒液（70%以上エタノール）、ペーパータオル
個人防護具	マスク、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、使い捨てゴム手袋、ガウン
その他	パーティション又は間仕切り、簡易ベッド、簡易テント、携帯トイレ、養生テープ（区画用）、透明シート等による間仕切り（受付用）、蓋つき又はペダル式ごみ箱、扇風機（換気用）、ごみ袋

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

2. 避難所の開設準備

避難所の開設が決定したら以下のように開設準備を進めていく。

大規模地震時	拠点避難所 69 か所のほか、文化センター8か所、スポーツセンター6か所も同じタイミングで設営を開始する。
水害時	自主避難施設である文化センター8か所・スポーツセンター6か所から設営する。その後の状況悪化により、拠点避難所の設営に入り、設営完了後、避難指示等を発令する。

- ① 避難所運営スタッフを集めて、事前に作成したレイアウト図を用いて、滞在スペースの設営場所、一般区域と専用区域のゾーニング等を確認し、避難所利用方針を共有する。
- ② 事前に作成した避難スペースや専用スペースのレイアウト図をもとにそれぞれ滞在スペースを設営し、区画ごとに番号をつける。また、各専用スペースの設営時に、専用トイレや専用階段等がわかる案内表示や他の専用ゾーンとの境界がわかるように境界線テープを貼る。
- ③ 一般区域と専用区域を明確に区分けするために、一般区域と専用区域は間仕切り等で区切り、ゾーニングがわかるように案内表示を行う。
- ④ 手指消毒液を、事前に決めた避難所の出入口や各滞在スペースの出入口、トイレの近く等の複数の場所に置き、また、石けんを手洗い場等に置く。
- ⑤ 事前に決めた、各専用スペース（部屋）から離れた専用ゾーン内に、蓋つき又はペダル式の専用のごみ箱を設置する。
- ⑥ 避難者に感染防止のための避難所のルール等を周知するために、事前に決めた避難者の目につく避難所の出入口や滞在スペース等にポスターを掲示する。

○掲示物の例

- ・ 避難所の共通ルール
 - ・ 専用スペースの避難者向けルール
 - ・ 首相官邸ホームページに掲載されている感染症対策のチラシ
- ⑦ 避難所レイアウト図で事前に決めている設置場所に、非接触型体温計や問診票など必要な物資を準備して検温・問診所を設置する。
 - ⑧ 避難所レイアウト図で事前に決めている設置場所に、透明なシート等による間仕切りや避難施設案内図など必要な物資を準備して避難者受付を設置する。また、受付が密集しないように、受付から少し離れた場所に、避難者カードや筆記具を準備して、避難者カード記入台を設置する。

第5節 車中泊

(区)

区内における車中泊は、東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること、人命救助や消火活動、被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと、エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があることなどから、原則、認めることは困難である。

区は、災害時の混乱防止に向け、区ホームページや防災関連X（旧 Twitter）、その他媒体等で、予め区民に普及啓発し意識の醸成に努める。また、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平常時から避難所環境の整備等に努めていく。

第1部

第2部

第3部

第4部

第1部

第2部

第3部

震災編

風水害編

応急対策

第1節 避難の考え方

(区総務部・生活支援部、その他避難所使用施設所管部、
深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署)

区は、避難指示等を発令した場合、警察署、消防署等関係機関と緊密な連携を図り、迅速、的確に避難誘導を行う。

また、突発的な災害時等、防災関係機関による避難誘導が円滑に実施できない場合に備え、あらかじめ区民に対する避難先・方法等の周知を徹底し、災害協力隊等のリーダーを中心に自主的な避難を行うことのできる行動力の向上を図る。

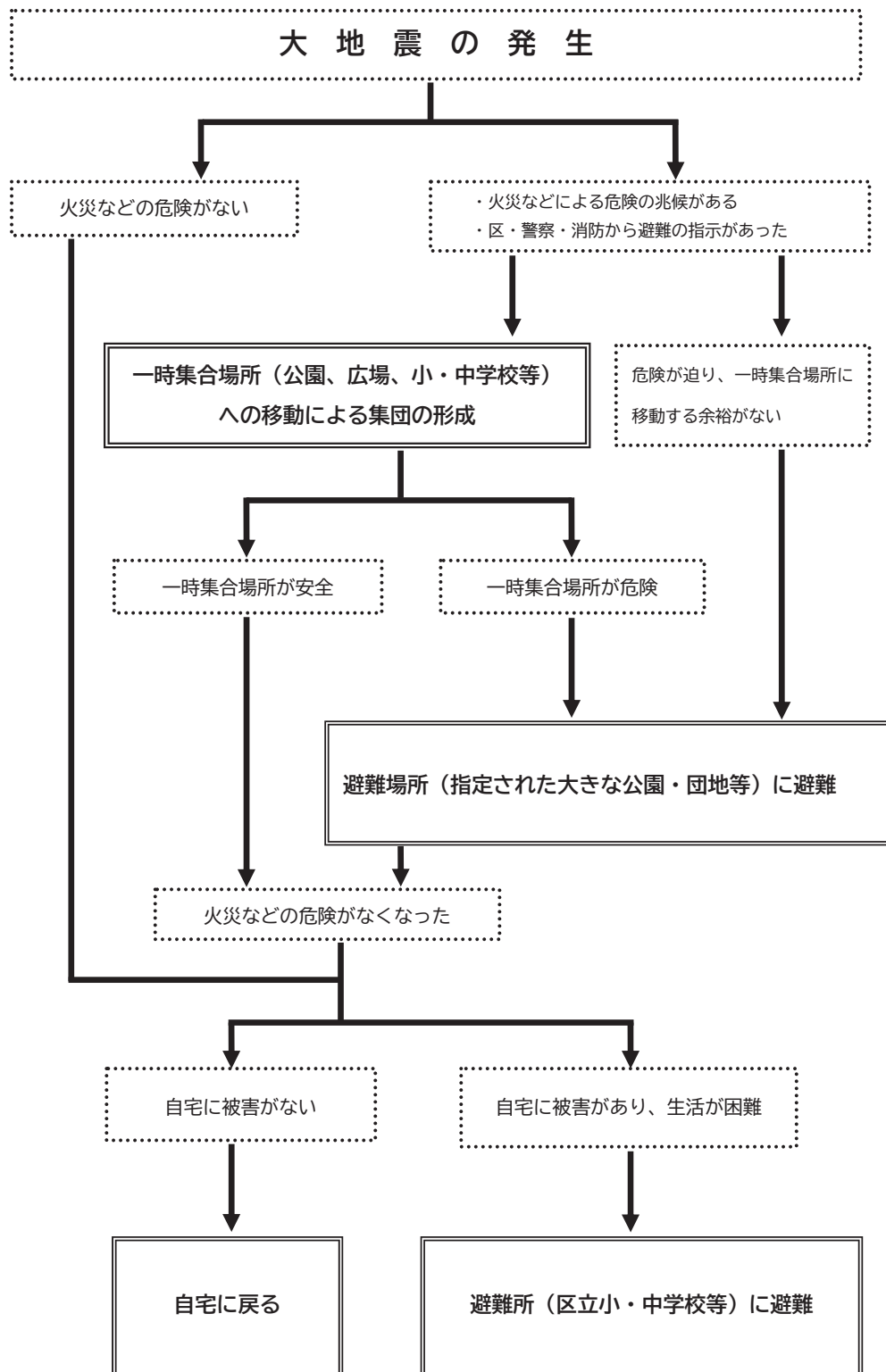
警察署は、交通路の要点に警戒員を配置し、避難誘導を行い、避難場所では、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。

消防署は、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区、警察署等に通報する。

さらに、避難が開始された場合は、消防団員の活動により避難誘導に当たるとともに、避難指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

大地震発生時における避難の考え方は次のとおりである。

【住民の避難行動フロー】



第1部
第2部
震災編
第3部
第4部
第1部
風水害編
第2部
第3部

第2節 避難誘導

(区総務部・福祉部・障害福祉部・生活支援部・こども未来部、その他避難所使用施設所管部、
深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署)

1. 避難指示等の基準並びに伝達の方法

都及び区は、「放送を活用した避難指示等の情報伝達の申し合わせ」により、災害時及び災害対策本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、災害対策本部設置に至らない場合でも、区民等に対し放送事業者と連携した避難指示等に関する情報提供を実施する。

(1) 一般的基準

避難の指示等は原則として、次のような事態になったときに発するものとする。なお、これより前に、人的被害が発生する可能性が高まったときは、避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者に対して、避難準備の呼びかけを行う。

	基準	想定される主な災害	備考
1	河川が基準水位を突破し、洪水のおそれのあるとき	洪水	基準水位 (風水害編第3部第3章第1節「水防情報」参照)
2	特別警報が発せられたとき	洪水、高潮、津波	特別警報 (風水害編第3部第2章第2節「防災気象情報」参照)
3	河川の上流地域が水害を受け、下流地域に危険があるとき	洪水	—
4	火災が拡大するおそれ又は爆発のおそれのあるとき	地震、その他	—
5	その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき	その他	—

(2) 避難指示等の発令

- ① 都本部長より、避難についての指示があったとき。
- ② 地震による火災や土砂崩れなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、区本部長は警察署長及び消防署長に連絡の上、地域、対象者及び避難先を定めて避難を指示する。この場合、区本部長は直ちに都本部長に報告する。また、必要があると認めるときは、荒川下流河川事務所長や都知事に対し、助言を求める。
- ③ 避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

- ④ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。
- ⑤ 現地において著しい危険が切迫し、区本部長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区本部長から要請があった場合は、警察官が区民等に対して避難の指示を行う。この場合、直ちに区本部長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
- ⑥ 消防署長は、火災の延焼拡大等で人命に危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合は、住民に避難の指示を行うとともに、直ちに区本部長に通報する。
- ⑦ 区本部長による避難指示が発令された場合は、直ちに防災関係機関へ連絡するとともに広報班及び関係機関を通じて住民に周知する。
- ⑧ 消防署は、避難指示等が発令された場合は、災害の状況等を勘案し、必要な情報を所轄警察署及び区災害対策本部に対し、積極的に通報するものとする。
- ⑨ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、区本部長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

【避難指示等一覧】

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○ 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	○ 高齢者等は危険な場所から避難する ○ 高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等を含む ○ 具体的な避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である ○ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである
避難指示	○ 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	○ 居住者等は危険な場所から全員避難する ○ 具体的な避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である
緊急安全確保	○ 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	○ 居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する ○ ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない ○ さらに本行動を促す情報が区から発令されるとは限らない

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

2. 避難誘導

(1) 避難誘導

避難指示が出された場合、警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会・自治会等、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、災害協力隊の隊長等を中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する。(2段階避難方式)

避難の指示等を行ういとまがない場合又は地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所等への直接避難も行う。

津波警報等が発表されている時は念のため水辺から離れた場所へ避難するよう誘導する。また、大津波警報発表時は内陸部や一時避難施設も含めた堅牢な建物(公共施設等)の3階以上などへの避難を行う。

(第2部 第5章 応急対策 第3節 「津波に対する避難誘導態勢」 参照)

(2) 避難行動要支援者に関する情報収集、安否確認

高齢者や障害者等の避難行動要支援者は、地域住民、災害協力隊等の協力を得ながら安否確認を実施し、必要に応じて適切に避難誘導を行う。

(3) 保育園児避難対策計画

- ① 建物の損傷の状況、周辺の火災発生等の状況を的確に把握し、園長の指示により避難を開始する。津波警報が発表された際は、速やかに近隣の高い建物に避難する。
- ② 避難の際には、近隣の区立小・中学校等(避難所開設予定場所)に避難する。なお、その区立小・中学校等が危険な状態になったときは、都の指定した避難場所へ避難し、状況が沈静化した後、区立小・中学校等に再度避難する。
- ③ 避難する区立小・中学校等をあらかじめ明確にしておき、保護者に周知しておくことにより、引き取り時の混乱を防止する。

(4) 避難場所におけるトイレ機能の確保

区は、避難場所におけるトイレ機能の確保に努める。

(第2部 第13章 応急対策 第4節 「トイレの確保及びし尿処理」 参照)

第3節 避難所の開設・管理運営

(区総務部・福祉部・障害福祉部・生活支援部・健康部)

1. 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設と受入れ

総務部及び各部署は、施設所管課等より施設の被害情報を収集し、災害対策本部(本部長室会議)において、避難所使用可能施設の報告を行う。

この報告を受け、区災害対策本部長は、避難所を開設する必要があると認めるときは、区生活支援部長に避難所開設指令を発する。

日中に発災した場合、区生活支援部長は速やかに職員(平常時の区生活支援部及び区地域振興部の一部等)を避難所に派遣する。

また、休日・夜間に発災した場合に、災害情報連絡員は、施設職員や災害協力隊と協力し、避難所の開設準備を行い、派遣職員到着後、速やかに事務を引き継ぐ。

各施設は、災害協力隊の協力を得て、避難所としての使用が決定するまで、避難者を校庭等に待機させ、決定後速やかに避難所使用スペースに誘導する。

避難所を開設した場合は、避難所運営本部を設置し、責任者である避難所運営本部長は管理運営に当たる(拠点避難所となる区立小・中学校等においては、学校避難所運営協議会を設置し、責任者である協議会会長は災害協力隊の中から選任する)。その際、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連携に努めるほか、女性・要配慮者等の視点にも十分配慮する。

なお、発災初動期において教職員は中心的役割を期待されているが、教育活動の再開を見据え、区長部局職員や関係団体による管理運営へと徐々に移行させていく。

避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む)を受ける。

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(2) 関係機関等への報告・通知

区災害対策本部は、都総務局、警察署、消防署など関係機関に対し、避難所開設及び開設期間延長(発災の日から7日を超える場合)の連絡を行う。都総務局への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S)への入力により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。福祉避難所を開設したときも、同様に連絡を行う。

(3) 管理運営

避難所の管理運営は、区立小・中学校等(各施設)、災害協力隊、ボランティア等の組織

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

や団体が協力し連携して行う。

そのため、各避難所に施設管理者等を本部長とする避難所運営本部（区立小・中学校等においては、災害協力隊隊長を協議会会長とする学校避難所運営協議会）を設置し、常に相互調整を行う。

施設管理者は「江東区避難所管理運営マニュアル」や「江東区学校防災マニュアル」を参考として、施設の実情に即した運営計画を策定するなど円滑な運営に努める。

【各機関の役割分担】

機関等の名称	活 動 内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区災害対策本部と避難所との相互の連絡を担当する。 2 特に、次のような業務を担当する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難所の状況を区災害対策本部に報告し、また区や関係機関からの情報を避難所に伝達する。 (2) 食料など必要な物資の調達・確保を行う（届いた物資の管理や配給は、給食・物資担当が行う）。 (3) 医療救護所の設置、医療救護班の派遣要請を行う。
施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所運営の中心となり、施設長の指揮の下、総務・情報、避難所、救護・衛生、救援、給食・物資の各担当を設け、対応に当たる。これらの担当には、各災害協力隊等にも参加協力を呼びかける。 2 施設管理者という立場では、施設の点検並びに各部屋、設備の活用方法について、災害協力隊や避難者に助言する。
災害協力隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所運営の中心となり、情報、救出救護、防火、避難誘導、物資等の担当を設け、対応に当たる。 2 避難所の部屋(教室)ごとに居住班を編成し、避難者個々への対応を行う。各居住班には班長を任命し、運営本部や各活動担当との連絡や調整などを行う。 3 避難所の自立を促すためにも、徐々に、避難所の運営主体を、施設側から災害協力隊に移行していく。 4 救援班を編成し、避難行動要支援者や要配慮者、施設近隣住民の安否確認など、応急救援活動を行う。
ボランティア	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設や災害協力隊が行う各種活動を補佐する。 2 特殊技能や専門知識を有し、それに関連した活動につく場合でも、避難所運営本部（区立小中学校においては、学校避難所運営協議会）に申請させ、調整を図る。

第1 食料・生活必需品等の供給・貸与

被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、区が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。

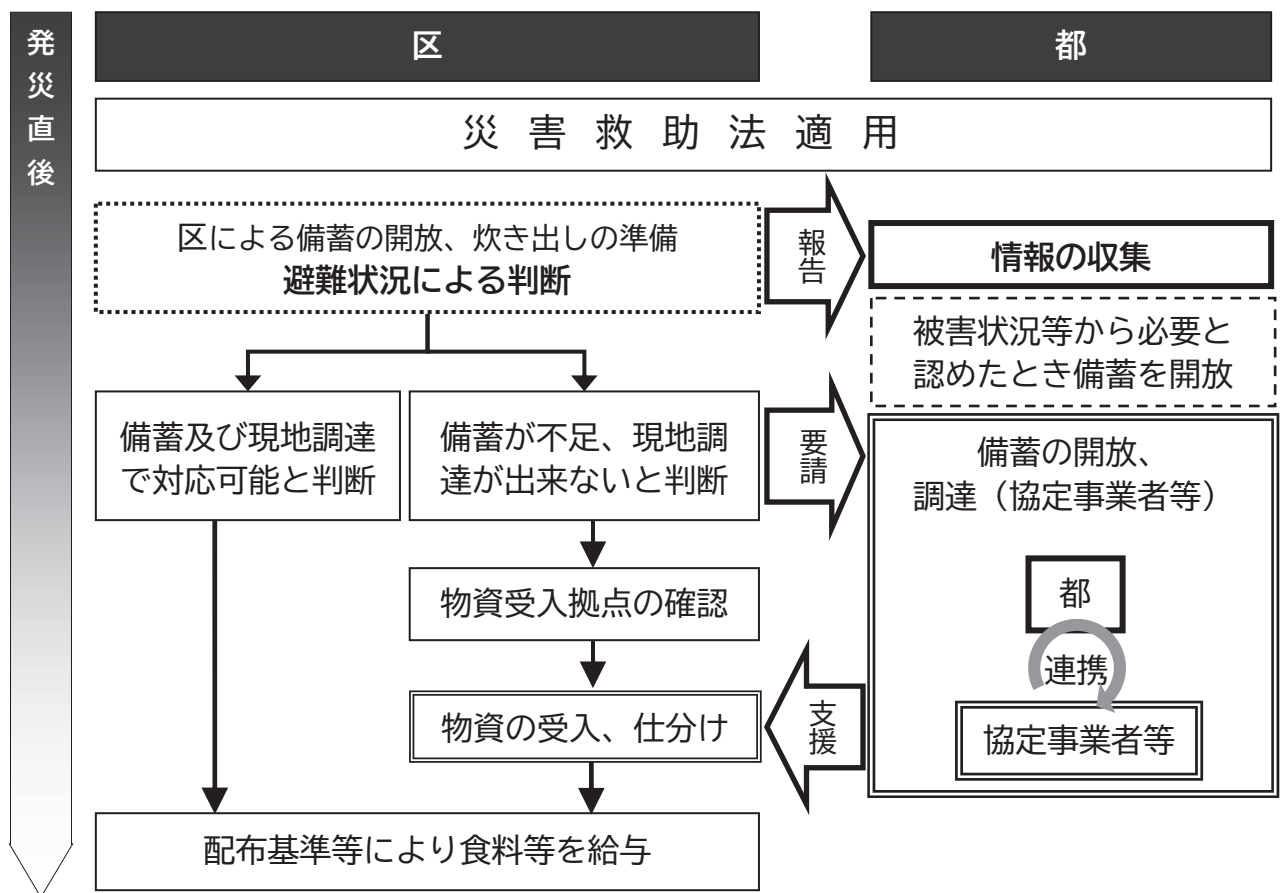
炊き出し等の体制が整うまでの間は、区の備蓄又は調達する食料等を支給する。

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、この基準により難しい事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を得て、定める(第2部 第11章「物流・備蓄・輸送対策の推進」参照)。

区において、被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉局に応援を要請する。また、キッチンカーを活用し避難所で温かく多様なメニューの提供をすることで良好な避難生活を確保することに努める。

なお、区は、令和7年3月27日に一般社団法人日本キッチンカー経営審議会と「災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定」を締結し、避難所等で炊き出しを実施する。

【避難所における物資供給のスキーム】



第2 飲料水及び食品の安全確保

区は、避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。区は、必要に応じて衛生班(環境衛生)を編成し、それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、区民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を区民に指導する。

区は、必要に応じて衛生班(食品衛生)を編成し、食品の安全を確保する。

都及び区は連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

- 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- 手洗いの励行
- 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- 情報提供
- 殺菌、消毒剤の調整

第3 トイレ機能の確保

被災後、断水した場合には、学校のプールで確保した水を使用し、機能の回復を図る。

発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。

発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

備蓄分が不足した場合には、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

(第2部 第13章 応急対策 第4節 「トイレの確保及びし尿処理」 参照)

第4 避難所の運営等

近隣住民の応急救援活動体制を整える。

住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。

立入禁止区域や土足禁止区域を設定する。

避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性のある製品、防災品など）を使用するなど、適切な防火対策に努める。

要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。

避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、Wi-Fi環境、FAX等の整備、SNSでの情報発信を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、多様な性の在り方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレの離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使

用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起のためのポスターの掲載など、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、関係機関等と連携の下、被害者への相談体制の構築に努める。

また、拠点避難所については、地域との連絡会等を通じて、密に連携を保つことが重要である。区及び各避難所の運営者は、避難所の良い生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。

第5 避難住民に対する健康相談

区は、保健師等を派遣し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。

避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、相談体制を整備するとともに、要配慮者の特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。

第6 福祉避難所の運営

福祉避難所の運営は、障害特性等に応じた支援が必要であり、避難所から福祉避難所への移送手段についても確保する。

なお、区は平成28年7月13日に東京都個人タクシー協同組合墨東支部と「災害時における緊急輸送等に関する協定」を締結し、避難所から福祉避難所への搬送手段等としてタクシー車両の使用を可能としている。

また、福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

第7 感染症予防

インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。

第8 防火安全性の確保

避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。

第9 公衆浴場等の確保

区は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

理を支援する。

なお、区は令和7年8月27日に東京都公衆浴場業生活衛生同業組合江東支部と「災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定」を締結し、被災者への入浴支援や、生活用水の提供を実施する。

(4) 避難所運営上の注意点

避難所運営上、必要な処置や帳票の作成は、各避難所運営本部（区立小中学校等においては学校避難所運営協議会）において確認を行い、協力して実施する。

第1 一般的遂行事項

- ① 避難所の開設時に、避難者の心得を要所に貼付する。
- ② 避難者の受付
- ③ 避難者の組織編成
- ④ 班を入所させる場所の選定
- ⑤ 避難所に配布される食料等物資の受払

第2 記録様式

- ① 避難所日誌
- ② 物品受払簿
- ③ 入所者名簿
- ④ その他必要事項（資料編その1 P.資1-162 I-46 「避難所設置運営に関する様式等」参照）

第3 報告様式

- ① 避難所の開設（閉鎖）報告
- ② 給食済人員報告
- ③ 給食見込人員報告
- ④ その他必要事項（資料編その1 P.資1-162 I-46 「避難所設置運営に関する様式等」参照）

第4 その他

- ① 情報の伝達、食料物資の配給は、班長を通じて班ごとに行う。
- ② トイレその他衛生面で注意を要する場所の消毒は、避難所開設後、区健康部が担当し、災害協力隊等の協力を得て定期的に行う。
- ③ 女性に対する犯罪行為・暴力等人権侵害防止に特段の配慮を行う。

2. 避難者の心得（例）

- ① ゆずりあいの心をもって生活すること。
- ② 身のまわりの品以外は持ち込まないこと。
- ③ 貴重品は身につけておくこと。
- ④ 整理・整頓・清潔に努め他人の迷惑にならないよう注意すること。

- ⑤ 用便は必ず所定の場所ですること。
- ⑥ 高齢者、障害者等の要配慮者への気配りを心がけること。
- ⑦ 火気には特に気をつけること。
- ⑧ 使用施設の備品その他の物品を破損しないように注意すること。
- ⑨ 退所の際は係員に申し出るとともに各自使用した場所を清掃して退所すること。
- ⑩ その他係員の指示に従うこと。

第4節 避難所の開設・管理運営（新型コロナウイルス感染症対策）

(区)

1. 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設と受入れ

第1 避難者受入方針の共有

避難所運営スタッフを集めて、濃厚接触者等が避難してきた場合の対応や発熱等のない一般避難者をどこの避難スペースから優先的に受け入れるかなどの受入方針を共有する。

また、避難者それぞれの人権に配慮し、感染者を排除するのではなく、感染対策上の必要な対応であること、また、それぞれのプライバシーを守ることを徹底する。

第2 必要な防護具の装着

避難者受入時の役割分担をして、活動場所ごとに必要な防護具を装着する。また、こまめに手洗いや手指消毒を行う。

■ 活動場所別の必要な防護具

検温・問診所で活動する人	
専用区域で活動する人 (濃厚接触者等の受入等)	マスク、ゴム手袋、眼の防護具
一般区域で活動する人 (避難者受付・誘導等)	マスク、ゴム手袋 ※受付に透明なシートの間仕切りがない場合は、眼の防護具を装着する。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

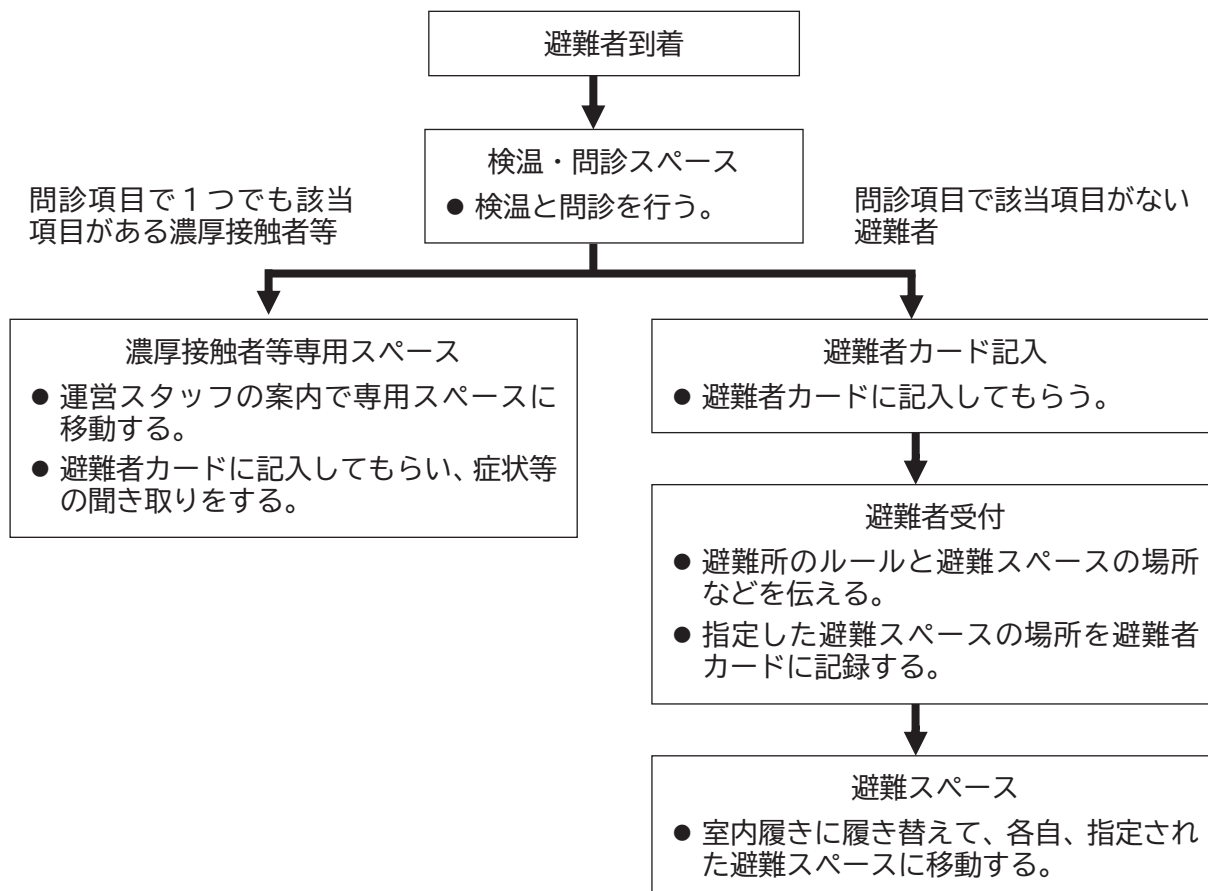
第1部

風水害編

第2部

第3部

第3 避難者の受入手順



(2) 避難所の運営

第1 感染症対策

感染症の拡大防止のため、避難所においては、保健所等の助言を受けながら専用区域の濃厚接触者等への対応や避難所内の消毒など感染症対策全般を担うことができるよう、予め準備しておく。

第2 定期的な換気

風の流れができるように、2方向の窓を開放し、30分に一回以上、数分間程度、窓を全開にするなど、避難所内の十分な換気に努める。

なお、気候、天候や部屋の配置などにより異なることから、換気方法については十分留意する。

第3 定期的な清掃・消毒

避難所内の物品や施設内は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、消毒薬や家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

特に、手すりやドアノブ、トイレなど共用部分は、毎日時間を決めて定期的に消毒する。掃除、消毒のときは、マスク、眼の防護具、掃除用手袋（手首を覆えるもの。使い捨てゴム

手袋も可）、エプロンまたはガウンを装着する。

第4 避難者及び運営スタッフの健康確認

避難者及び運営スタッフに体調チェック表を配布するなどして、毎日自己チェックを行う。また、必要に応じて保健所の指導を仰ぐ。

避難者で発熱や体調不良がある人は、運営スタッフに申し出て、症状に応じて発熱者等専用スペース等に移すなどの対応を行う。

運営スタッフで症状がある場合は、避難所運営本部（区立小中学校においては、学校避難所運営協議会）に速やかに報告し、症状が改善するまで業務から離れるよう配慮する。

第5 濃厚接触者・発熱者等への対応

濃厚接触者や咳・発熱等の症状がある人の健康観察は、保健所と連携し、必要時に医療機関への受診をすみやかに実施する。

第6 食事・物資等の配布

食事や物資等の配布は、避難者が取りに来る方法とする場合、混雑を防止するため配布場所を複数設けることや、配布するタイミングを部屋ごとに分散するなどの工夫を行う。

なお、移動が困難な障害者や高齢者等もいるので、その場合には運営スタッフ等が直接配布する。ただし、濃厚接触者や咳・発熱等の症状がある人への食事の受け渡しは直接行わず、専用スペース前などに置いて渡す方法とする。

第7 避難者情報の管理

避難所で感染者が発生した場合を想定し、避難者カード等の避難者の情報は、感染の追跡調査に備えて避難所閉鎖後一定期間（1か月程度）保管する。

また、避難者の情報には、濃厚接触者を後追いできるように、入退所日や滞在スペースの場所も記録する。

第8 ごみ処理

専用区域で発生したごみは、ごみ袋を2重にして一般のごみとして廃棄する。ただし、専用区域で活動する人が装着したマスク等の防護具は、密封して保管し感染性廃棄物に準じて廃棄する。ごみ処理を行うときは、マスク、眼の防護具、掃除用手袋、ガウン（ごみ袋を活用した手作りカッパでの代用も可）を装着する。

第9 感染者が確認された場合

感染者が確認された場合、保健所の指示により、施設の消毒や避難者を他の場所に移動等させるなどの対応を行う。また、必要に応じて同じ滞在スペースにいた避難者の健康観察を実施する。

2. 在宅避難者等への支援

避難生活が長期化した場合は、食料や物資を必要とする在宅避難者や避難所外避難者に対して、拠点避難所に在宅避難者支援ステーションを設置し、食料や物資等の配布、各種情報提供、健康相談などの支援を行う。なお、物資等の配布を行う場合、例えば、避難所が混雑しないように、避難所周辺の地域内に物資配布場所を確保して配布するなどの工夫を行う。

3. 避難所閉鎖後の対応

施設管理者や保健所と相談を行い、避難所内の必要箇所の消毒及び換気を実施した上で、原状回復を行う。

第5節 要配慮者の安全対策

(区総務部・福祉部、障害福祉部、深川・城東両消防署)

1. 地域における安全体制の確保

(1) 区の支援体制

災害時は、区に「災害時要配慮者対策本部」を設置し、災害対策本部の指揮の下、避難情報の伝達、安否確認、避難誘導、福祉避難所の開設と運営についての支援を行う。

なお、詳細は本計画の下位計画である「江東区避難行動支援プラン（全体計画）」に記載している。

(2) 福祉避難所の設置

一般の避難所は、階段や段差が多いなど、必ずしも要配慮者に適した構造になっていない。特に、常時介護を必要とする人にとっては、一般避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、区は、一般の避難所生活が困難な人の二次的な受入施設として主に介護保険施設や特別支援学校等を福祉避難所として開設し、搬送、入所等を行う。

第1 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、各々の身体等の状況により避難所生活において特別な配慮が必要な人であって、江東区が指定する人とする。なお、対象者を介助する家族等も共に避難することができる。

第2 福祉避難所となる施設

区の福祉避難所は、地域防災計画（資料編その1）のP.資1-32 I-10「災害時における福祉避難所一覧表」のとおりである。この他、福祉避難所の対象者となりうる人の実態、既指定施設の実状等を把握し、実効性のある福祉避難所体制の構築を進める。

第3 福祉避難所の運営

区は、災害時において福祉避難所を開設しようとする場合は、あらかじめ当該施設管理者と十分な連絡調整を図り、受け入れ可能状況を把握し、当該の施設の入所者・利用者への対応に支障をきたさないよう十分に配慮するものとする。

(3) 防災行動力の向上

区は、都及び東京消防庁と共同して、住民防災組織等を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練の実施を推進するなど、防災行動力の向上に努めていく。

(4) 緊急通報システムの整備

都は、65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの活用を図るよう努める。

2. 社会福祉施設等の安全対策

(1) 社会福祉施設等と地域の連携

消防署は、事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

(2) 避難行動の習得

区は、総合防災訓練等の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動などを実施する。また、各施設は、自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

第6節 動物愛護

(区総務部・健康部)

施設管理者は、避難所に動物飼育場所を設けるとともに、飼い主に対して避難した動物の適正飼育に関する情報提供や指導を行う。

区では、災害時における動物医療救護所等での支援活動について、獣医師会と「災害時における動物救護活動についての協定書」を平成17年12月27日に締結している。

(1) 動物救護本部の設置

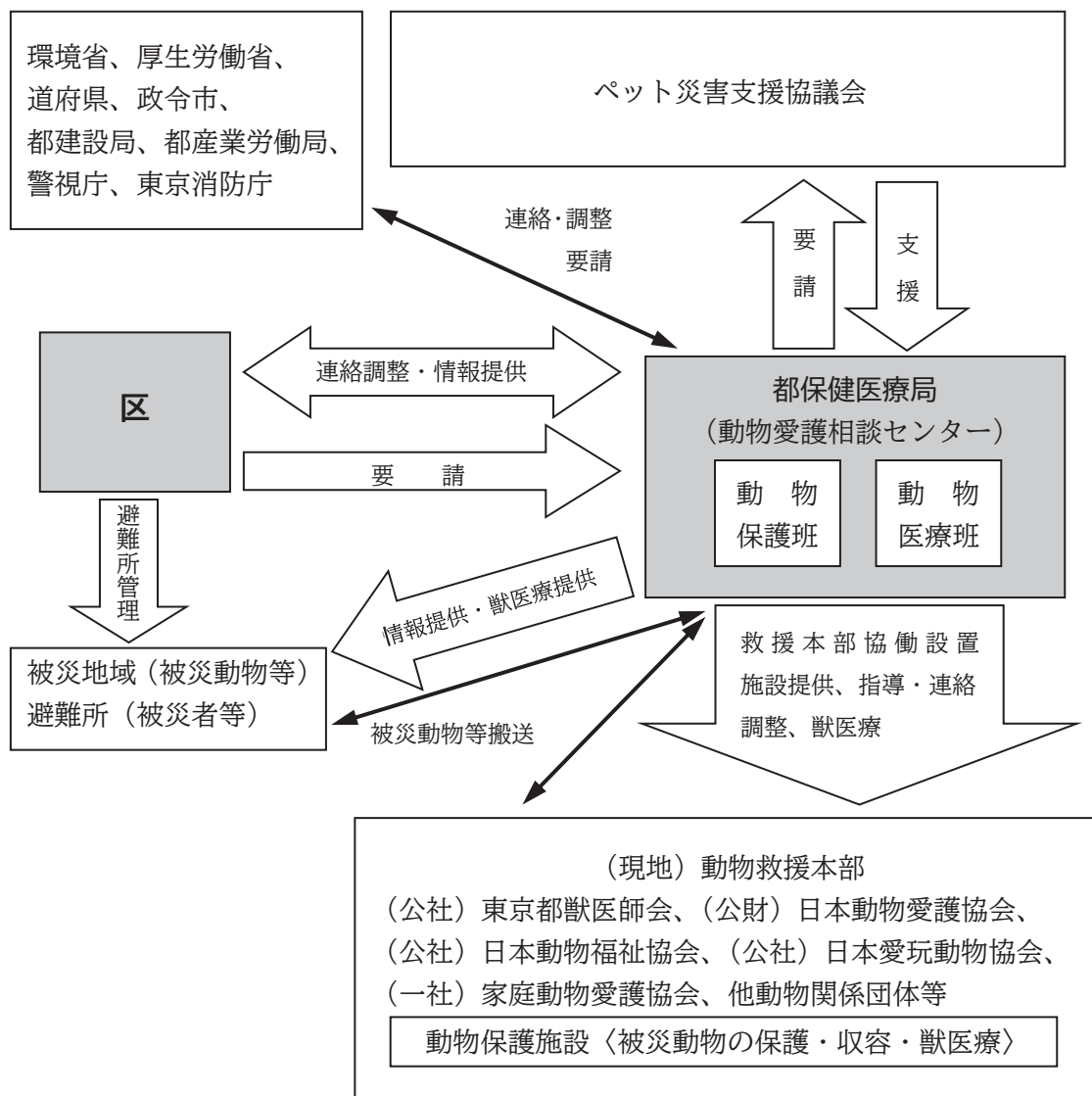
① 設置場所

医療救護本部内に併設する。

- ② 活動内容
 - ・動物救護本部の運営
 - ・動物飼育場所への支援
 - ・災害対策物資の調達
 - ・相談窓口の設置
 - ・ボランティアの確保
 - ・情報収集広報活動
 - ・都動物救護本部へ支援要請・飼育状況等の報告

(2) 動物飼育場所の設置

- ① 設置場所
原則として開設した避難所内に設ける。対象となる動物は原則として、犬、猫、小鳥等の小動物とする（人に危害を与えるおそれのある動物や特別な管理が必要となる動物は除く）。
- ② 役割
 - ア．同行避難動物の飼育
飼い主以外の避難者に十分に配慮したルール作りを行うと共に、飼育作業は、飼い主同士が共同で行う。
 - イ．負傷動物の一時保護
負傷動物が運び込まれた場合、負傷動物の救護所としての役割も担う。
 - ウ．飼い主不明動物の一時保護
災害発生直後は、発見された迷い動物を一時的に保護する。東京都の収容体制が整い次第、飼い主不明動物は東京都動物愛護相談センターに移送する。
- ③ 飼育場所
避難所運営本部（区立小中学校においては学校避難所運営協議会）があらかじめ指定した場所に、飼い主が共同で設置する。
場所の選定は、避難者の生活環境に影響を与えないよう、十分な配慮を行う。
- ④ 動物の飼育
避難所では、動物と避難者の同居は困難であることを理解の上、指定の飼育場所で飼育する。また、避難所には動物用の備蓄物資は用意していないので、飼い主自身が避難所への避難時に携帯する。



震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第7節 ボランティアの受け入れ

(区総務部・福祉部、都生活文化局)

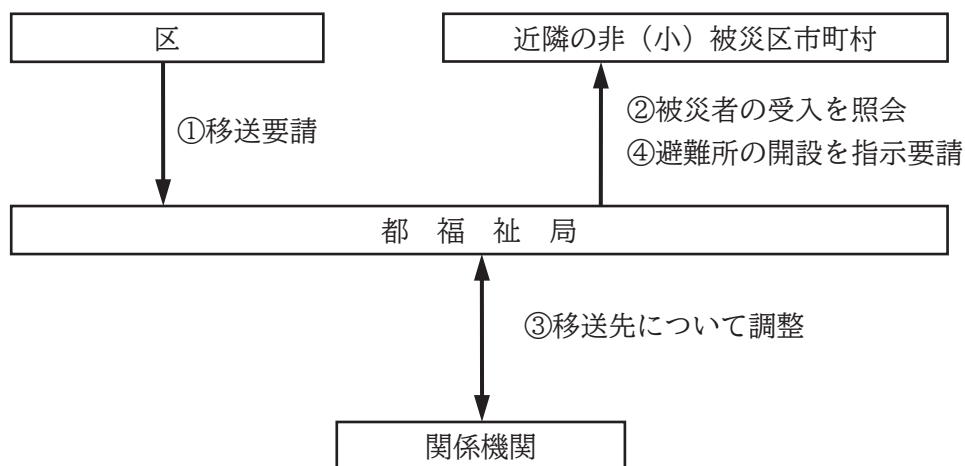
避難所で活動するボランティアについては、区災害ボランティアセンターを通じて派遣する。(第2部 第2章「区民と地域の防災力向上」参照)

各避難所においては、「江東区避難所管理運営マニュアル」や「江東区学校防災マニュアル」等に基づき、ボランティアを受け入れる。

第8節 被災者の他地区への移送

(区総務部・生活支援部、その他避難所使用施設所管部、
深川・城東・東京湾岸各警察署)

【移送先の決定】



避難者を区内の避難所では収容できないときは、避難者を他地区(非被災地若しくは小被災地又は隣接県)に移送できるよう区本部長は都福祉局に要請する。

避難者の他地区への移送を要請した場合は、区職員のうちから避難所管理者を定め、移送先へ派遣するとともに、移送に当たっては引率者を移送車両に添乗させ、移送業務に協力する。

都本部長から他地区の避難者の受入れを指示されたときは、区本部長は直ちに避難所を開設して受入れ態勢を整備し、避難所の運営に協力する。

橋梁の損傷等による陸路寸断も念頭に、都と連携し、水上輸送計画の推進を図る。輸送に関しては、各防災関係機関所有の船舶及び民間船舶の借り上げや、防災船着場等の活用を検討する。